

宇城市公式メディア構築業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

本委託は、市民の地元に対するシビックプライドの醸成や本市からの転出の抑制を目的とした、市民主導による情報発信の活動を行うために、本市の情報発信に携わる市民の募集、情報発信技術の育成及び組織体制の構築等を行うものである。本プロポーザルは、高い企画力と運営能力を有する事業者を選定することを目的とする。

2 概要

(1) 委託名

宇城市公式メディア構築業務委託

(2) 委託内容

別紙「宇城市公式メディア構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月12日まで

3 提案上限額

提案上限額については、次のとおりとし、提案内容に関わらず上限額を超える提案は、無効とする。

7,084,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 担当部署及び連絡先

(1) 担当部署 企画振興部広報統計課広報係（担当：能満、竹之内）

(2) 所在地 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

(3) 電話番号 0964-32-1902（直通）

(4) メールアドレス kohotokeika@city.uki.lg.jp

5 参加資格要件

本プロポーザル方式における参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本市の競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する業務種別「役務」及び品目「広報・広告業務」の登録をしていること。なお、業務種別及び品目について該当の登録がない場合は、参加申出書の提出期限までに宇城市競争入札参加資格審査申請書（変更届）を提出し登録を行うこと。

(3) プロポーザル参加申出書の提出期限から優秀提案者の特定の日までにおいて、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民

事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 本業務を円滑に遂行するための十分な経営基盤と、過去に類似の実績を有すること。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 本業務についての守秘義務を遵守できること。
- (8) 他の提案者と資本関係及び人的関係がないこと。

6 優秀提案者の選定方法

(1) 選定方法

選定に関しては、宇城市公式メディア構築業務委託評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーションの内容を総合評価し、本業務を最も的確に遂行できると判断された優秀提案者1者を選定する。

ア 提案者の提案内容の審査

評価委員会は、提案者の提案内容（企画提案書及び見積書並びにプレゼンテーション）について評価基準に基づき審査を実施し、総合評価方式において最も優れていると評価委員会が判断した事業者を優秀提案者として1者選定する。

イ プレゼンテーション

- (ア) プレゼンテーションの出席者は、各参加者3名以内とする。
- (イ) 出席者の服装及び使用する機材等は、会社名（商号又は名称）等参加者を識別できないよう配慮すること。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。
- (エ) プレゼンテーションは、各参加者当たり40分（プレゼンテーション30分、質疑応答10分）程度で実施する。
- (オ) プレゼンテーションは、業務を受託した場合の体系図に掲載される者が行うこと。
- (カ) プロジェクター及びスクリーンは、本市が準備する。プレゼンテーションに必要なその他の機材（端末等）は、参加者が準備すること。
- (キ) プレゼンテーションの詳細な日時等については、提案資格を満たす者に対して参加資格確認結果通知と併せて通知する

ウ 優秀提案者の選定結果

- (ア) 評価委員会は、総合得点の最も高い提案を行った参加者を優秀提案者として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額を除く点数が高い者を優秀提案者として選定する。なお、評価点が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価点のいずれか高い者を優秀提案者として選定する。
- (イ) 評価点は満点を100点とし、プレゼンテーションについては、最高及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第2位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。
- (ウ) 本プロポーザルの審査における最低基準点は、合計得点から見積書の配点を除いた得点の60%とし、最低基準点を下回る者は、優秀提案者にはならない。

なお、選定結果は、本企画提案に参加した全ての参加者に対して書面にて通知する。

(2) 失格要件

- ア 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合。
- イ 参加資格要件を欠く場合。
- ウ 見積書による見積価格が、提案上限額を超える提案を行った場合。
- エ 提案書に不備・不足がある場合。
- オ 提案書に虚偽の内容が記載されている場合。
- カ 第三者の著作権を侵害する提案をした場合。
- キ 実施要項及び仕様書に記載のある必要事項を満たしていない場合。
- ク その他評価委員会が不適格と認めたとき。

7 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールを以下に示す。なお、以下のスケジュールは予定であり、変更する場合があるので、その場合は事前に連絡する。

項目	日程・期間	備考
プロポーザル参加者の公募、参加申込受付及び関係書類の交付	令和8年7月16日(木)から 令和8年7月28日(火)まで	
質問書の提出	令和8年7月16日(木)から 令和8年7月21日(火)まで	別紙1
質問書に対する回答	令和8年7月23日(木)まで	
参加申出書等の提出期限	令和8年7月28日(火)まで	様式第1号及び添付書類
参加資格確認結果通知	令和8年7月31日(金)	様式第2号
プロポーザル参加要請		様式第3号
企画提案書の提出期限	令和8年8月7日(金)	様式第4号、提案書
プレゼンテーション	令和8年8月12日(水)	
審査結果通知	令和8年8月20日(木)	様式第6号、様式第7号
契約に関する協議	令和8年8月中旬	
契約締結	令和8年8月下旬	

8 参加申込み方法

(1) 提出書類及び提出期限

提出書類	書式	部数	留意事項
公募型プロポーザル参加 申出書	様式第1号	各1部	<u>提出期限（厳守）</u> 令和8年7月28日（火） ※商業登記簿謄本及び国・県・ 市町村税の納税証明書は、発 行日から3か月以内のものど する（委任がある場合は、本 社及び委任先分）。
会社概要書	別紙2		
業務実績調書	別紙3		
商業登記簿謄本			
国・県・市町村税の納税 証明書			
見積書			

(2) 提出場所及び提出方法

- ア 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市企画振興部広報統計課広報係
(持参の場合は、平日午前9時～午後4時)
- イ 提出方法 持参又は郵送とする。郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

9 質問及び回答

(1) 質問は、「質問書」（別紙1）により提出すること。

- ア 提出期限 令和8年7月21日（火）午後4時まで
- イ 提出方法 メール：kohotokeika@city.uki.lg.jp
※メール送信後、必ず電話により受信の確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和8年7月23日（木）までに、市ホームページに掲載する。

10 提案書の提出

提案書は、仕様書に沿った提案課題を記載し、関係法令に適合するよう作成すること。

また、提案書には本業務委託に係る見積額（消費税及び地方消費税を含む）及び内訳書を記載した見積書を添付すること。

(1) 提案書の規格

- ア 提案書は日本工業規格A4判横書き、両面印刷、長辺2箇所綴じとする。
- イ 提案書は表紙、目次を除き20ページ以内とする。
ただし、プレゼンテーションに使用する資料については、ページ数の制限を設けないものとする。
- ウ 提案内容は簡潔かつ分かりやすく記載すること。
- エ 提案書の表紙のみに事業者名を記載し、本文には事業者名が特定される記載をしないこと。

(2) プロポーザル参加要請書を受領した者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	書式	部数	留意事項
提案書及び見積書	様式第4号	9部及び電子データ	<u>提出期限（厳守）</u> 令和8年8月7日（金）

(3) 提出場所及び提出方法

ア 提出場所 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85番地

宇城市企画振興部広報統計課広報係

（持参の場合は、平日午前9時～午後4時）

イ 提出方法 提案書は電子データをCD-Rに格納し提出すること。

持参又は郵送とし、郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

(4) その他留意事項

ア 提案書に盛り込む提案は、一案に限る。

イ 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害しないこと。

ウ 提案書の作成、提出及びプレゼンテーションの実施などの一切の費用は、提出者の負担とする。

エ 提案書は、審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

オ 提案書及びプレゼンテーションは原則非公開とするが、11(8)の内容については、公表する。

カ 提案書の提出後は、提案者の都合による変更を認めず、返却は行わない。

1.1 契約、その他

(1) 本市は、財政事情の変化や今後の社会情勢、その他不可抗力により業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。業務を中止した場合において、参加者は、プロポーザルに要した経費を本市に請求することができない。

(2) 本市は、本契約締結までに前項の事態に至った場合、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

(3) 本市は、審査の結果、優秀提案者として特定した場合であっても提案に虚偽の記載又は重大な契約不適合等があった場合は、優秀提案者の特定を取り消すことがある。また、契約後に仕様書に記載された内容が遵守されない場合にも同様に特定を取り消すことがある。

(4) 本市は、優秀提案者に選定された者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。本業務の目的達成のため必要な範囲において項目の追加、変更、削除を行えるものとする。

(5) 優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、総合評価点数の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約による契約を締結する。

(6) 本業務の受託者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(7) 参加者が1者の場合であっても審査は実施し、その提案内容が本業務の受託者に適し

ていると認められる場合は、その者を優秀提案者として選定し、随意契約による契約を締結する。

(8) 本プロポーザルの選定結果について、次の事項を市ホームページ等で公表するものとする。

ア 業務名

イ 優秀提案者の所在、名称及び代表者氏名

ウ 優秀提案者の総得点

エ 提案者総数

オ その他必要な事項

(9) 提案書に記載された内容について、特に明記がない場合は、契約締結後に追加費用を伴わず実施する意向があるものとする。